

○オンラインによる委員会出席の申し合わせ

- ・佐賀市議会委員会条例（以下「条例」という。）**第15条の2第1項（※委員会の開会方法の特例を新設する）**に規定する、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）によって、当該委員を委員会が開催される場所以外の場所から委員会に参加（以下「オンライン出席」という。）させる場合における委員会の運営について、以下のとおり申し合わせる。

【運用に関する申し合わせ】

1. 対象となる委員会

本申し合わせの対象となる委員会は、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、協議又は調整を行うための場、会派代表者会議、議会災害対策会議とする。（ただし、秘密会を除く。）

2. オンライン委員会参加の要件（条件、対象者、運用）について

		育児	看護	介護	自然災害、 感染症	その他
参加可否の要件	条件	子を養育する場合	子が疾病にかかった場合及び子に予防接種もしくは健康診断を受けさせる場合	対象者が負傷、疾病、障害又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があり、かつ、介護を必要とする（要介護状態※）場合	佐賀市議会BCPが対象とする災害が発生した場合	左記以外の場合
	対象	・小学校就学未満の子 ・委員長において個別に判断	・委員長において個別に判断	・配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟、姉妹 ・委員長において個別に判断	—	・委員長において個別に判断
	運用	オンライン出席を希望する委員からの自己申告とする				

※要介護状態とは、負傷、疾病、障害又は老齢により日常生活に支障があり、医師が介護を必要と認める状態のこと。

※「その他」における初めての事例など、条例第15条の2第1項に基づき委員長において個別に判断することが難しい場合は議会運営委員会で協議する。

3. オンライン出席委員の責務

- (1) オンライン出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、委員自身で通信環境を良好に保ち、映像と音声の送受信による委員会への参加に支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①情報セキュリティ対策を適切に講じること。
- ②委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。（ただし、育児等のため委員

長が認めた場合を除く。)

- (2) オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局との間で通信環境が良好であることを確認するものとする。
- (3) オンライン出席委員は、定足数を満たした委員会運営を厳守するために、離席する際は、委員長の許可を得なければならない。
- (4) オンライン出席委員が、オンライン出席するために必要な経費は、オンライン出席委員自身の負担とする。

4. オンラインによる出席の申請について

- (1) 委員会にオンライン出席を希望する委員は、原則として委員会開催日の1日前(市の休日を除く。)の17時までに、文書等で委員長に申請しなければならない。ただし、期日までに申請することができなかったやむを得ない事情があり、当該事情について委員長が認めるときは、この限りでない。
- (2) 委員長は、前項の申請について、当該委員の委員会を招集する場所への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。
- (3) 委員長は、前項の許可をしたときは、委員会開会直後に、その旨を各委員に報告するものとする。

5. 正副委員長のオンライン出席の取扱いについて

- (1) 委員長は、円滑な議事運営の観点から、オンライン出席することができない。
- (2) 副委員長は、委員長が委員会に出席できないときは、オンライン出席することができない。

6. オンライン出席委員について

委員長は、オンライン出席委員について、委員本人の映像と音声を確認できる場合、**条例第15条の2第1項(※委員会の開会方法の特例を新設する)**に規定する出席委員と認めるものとする。

7. 表決の方法等

- (1) 委員長は、表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員及び委員会の招集場所にいる委員に同時に行うものとする。なお、挙手による表決を採ろうとする際、オンライン出席委員の挙手の状況が不明瞭である場合は、当該委員に対しWEBカメラの撮影範囲内で意思表示を行うよう指示するものとする。
- (2) 委員長は、表決を採ろうとする際、通信環境の悪化によりオンライン出席委員の映像と音声のいずれかでも確認できないときは、当該委員は表決に加わることができない。
- (3) 投票による表決の場合は、オンライン出席委員は表決に加わることができない。

8. 委員会の秩序保持について

- (1) 委員長の議事整理権及び秩序保持権は、オンライン出席委員に対しても及ぶ。
- (2) オンライン出席委員が、条例第22条第2項または佐賀市議会会議規則第116条第2項に規定する状況にあるとき、委員長は、音声の送受信の停止又は通信回線の遮断の措置を講じることが

できる。

9. 操作訓練について

議員と事務局職員の機器操作の習熟を図るため、議会BCPの規定による訓練などでオンライン委員会開催の手順確認及び操作訓練を適宜実施する。

10. その他

上記に定めるもののほか、委員がオンライン出席する場合における委員会の運営について必要な事項は、議会運営委員会において定めるものとする。